

令和 8 年 4 月 1 7 日
独立行政法人航空大学校

航空大学校仙台分校における不適切飛行事案について

本年 3 月 24 日、航空大学校仙台分校所属機が職員訓練中、東海第二発電所を含む原子力施設の上空を飛行する事案が発生しました。本空域は、原子力規制庁からの要請を受け、国土交通省により飛行自粛すべき空域として航空情報に設定されています。

本事案は、当該機に乗務していた教官 3 名による飛行前の航空情報の確認が十分に行われていなかったこと等により発生したものであり、本事案の把握を受け、本校においては、直ちに当該教官を乗務停止とし、全ての教官・学生に対し、事例周知のうえ、航空情報の確認の徹底を指示しました。今後、職員訓練に係る規定の見直しや安全教育の実施、内部監督強化などの更なる再発防止策を順次進めていくこととしています。

関係者各所にはご迷惑・ご心配をおかけすることとなりお詫び申し上げます。今後ともより一層の安全運航に努めてまいります。

以上